

## 動物愛護相談センター整備基本構想（骨子）

### 第一章 基本構想策定の趣旨

- 動物愛護相談センター（以下「センター」という。）は、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留等から、動物愛護・適正飼養の推進、保護・収容した動物の譲渡、動物取扱業者の監視指導、動物由来感染症対策等、幅広い業務を行っている。
- センターは、本所、城南島出張所、多摩支所の三施設からなっており、本所は築40年以上、城南島出張所と多摩支所は築30年以上が経過し、建物の老朽化が進行しているため、センターが担うべき役割に照らし、業務を適切に実施するための環境を維持・確保するための検討を行う必要が生じていた。
- そのため、この基本構想では、動物の飼養等をめぐる近年の状況等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指した東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）に基づく施策を推進していく上での課題を整理し、これからのセンターに求められる役割や必要な機能、施設等の整備のあり方を明らかにする。

## 第二章 現在の動物愛護相談センターの取組等

### 1 ハルスプランにおける施策展開の方向

- 都は、動物の愛護と管理に関する社会状況や動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正等の動きを踏まえ、平成26年3月に東京都動物愛護管理推進計画（以下「ハルスプラン」という。）を改定し、施策展開の方向を4つに整理して取り組むこととしている。
  - ① 動物の適正飼養の啓発と徹底
  - ② 事業者等による動物の適正な取扱いの推進
  - ③ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進
  - ④ 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応
- センターは、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、ハルスプランの理念を実現するため、その専門性を活かし各種施策を展開している。

### 2 現在の業務内容

#### (1) 動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務

- 啓発行事の開催、小学校等での動物教室、施設見学への対応、適正飼養講習会の開催、飼育等に関する相談・苦情対応、飼い主指導、飼い主のいない猫対策への支援等を行っている。
- 適正飼養の啓発や飼い主のいない猫対策等は、区市町村が地域における住民生活に密着した課題、生活環境の維持に関する課題として取り組んでおり、都は実施に当たっての技術的支援や助言、財政的支援等を行っている。

#### (2) 動物の保護・収容と管理に係る業務

##### ア 動物の保護収容

- 狂犬病予防法及び動物愛護管理法に基づき、犬の捕獲・収容、負傷動物の収容・治療、飼い主又は拾得者からの犬猫の引取りを行っている。
- 飼い主からの引取りに当たっては、終生飼養の趣旨を十分に説明し、やむを得ない場合にのみ引取りを行うこととしている。

##### イ 動物の飼養管理

- 保護・収容した動物の飼養管理、咬傷犬の検診、収容動物情報の提供、飼い主への動物の返還、致死処分を行っている。
- 致死処分については、城南島出張所で実施している（一部負傷動物等については、必要に応じて各所でも実施）。

## ウ 動物の譲渡

- 保護・収容した動物の譲渡に当たっては、譲渡後も適切に飼養されるよう、譲渡の相手先に関する基準を設け、譲渡前と譲渡時に講習会を実施している。
- 都の譲渡事業に協力する動物愛護団体等を登録譲渡団体として登録し、団体を通じて幅広く譲渡を行う取組も行っている。
- 譲渡の取組を広く都民に周知するため、広報やPRイベント等を行っている。

## (3) 動物取扱業者の監視指導に係る業務

### ア 動物取扱業者の監視指導

- 動物愛護管理法に基づく事業者登録、事前相談、施設の実地調査、動物取扱責任者研修、苦情対応、立入検査・指導等を行っている。
- 登録時及び更新時には、施設への立入検査を行い、法令に定める施設基準等への適合を確認している。
- 苦情や通報があった場合などにも適宜、立入検査を実施しており、事業者が守るべき基準の遵守状況等に問題が見られ、指導によっても改善が認められない場合は、法令に基づく処分等を行っている。

### イ 特定動物に関する監視指導

- 特定動物（ライオン、ワニ、毒蛇など人に危害を及ぼすおそれのある動物）飼養許可、立入検査・指導、動物逸走時の飼い主への指示、捕獲等の対応を行っている。
- 特定動物が逸走した際は、警察とも連携して対応している。

## ウ 畜舎等の衛生確保

- 化製場法等に基づき、定められた頭数以上の動物を飼養・収容する施設の許可事務や監視指導を行っている（特別区及び保健所設置市内については各区市の権限となるため、多摩支所のみ業務）。

## (4) 動物に関する危機管理に係る業務

### ア 災害対策

- 災害時には、獣医師会等の関係団体と協働して動物救援本部を設置し、動物保護班及び動物医療班を編成して、被災動物の一時保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療等に携われるよう体制整備を行っている。
- 災害時に避難所を設置する区市町村の取組を支援するため、避難所での飼養場所の確保を記載したマニュアル例や同行避難の訓練実施例等の情報提供や助言を行っている。

### イ 動物由来感染症対策等

- 動物由来感染症に罹患した疑いのある動物の隔離、検査及び発生時に備えた訓練等を行っている（城南島出張所に感染防止対策がとられた解剖室等の設備を設置）。

### ウ 調査研究

- 人への健康被害をもたらすおそれのある動物由来感染症等に関する調査研究、動物の取扱時の安全対策、施設管理の向上に関する調査研究等を行っている。

### 三施設の業務実施体制（概略）

業務内容	本所	城南島 出張所	多摩 支所	備考
動物愛護・適正飼養の推進に係る業務				
啓発行事、動物教室	○		○	
適正飼養講習会、飼育等の苦情・相談	○	○	○	
区市町村支援（飼い主のいない猫対策等）	○		○	
動物の保護・収容と管理に係る業務				
犬の捕獲・収容、犬猫の引取り、飼養管理	○	(○)	○	城南島の飼養は負傷動物
動物の譲渡・広報、登録譲渡団体の登録	○		○	団体の登録は本所
致死処分		○		負傷動物等は各所でも実施
動物取扱業者の監視指導に係る業務				
動物取扱業者の登録、取扱責任者研修会	○		○	取扱責任者研修会は本所
動物取扱業者の監視指導（苦情対応含）	○	○	○	
特定動物に関する飼養許可、監視指導	○	○	○	飼養許可は本所・多摩支所
畜舎等の衛生確保			○	区・保健所設置市以外
動物に関する危機管理に係る業務				
災害対策、特定動物逸走時の対応	○	○	○	
動物由来感染症対策（狂犬病発生時等）		○		

### 3 施設の概況

#### (1) 本所

所在地：世田谷区八幡山 2-9-11 京王線八幡山駅から徒歩 25 分  
敷地面積：1,024 m<sup>2</sup> 建物延床面積：829 m<sup>2</sup>（小数点以下切捨、以下同じ）  
業務棟（昭和 49 年竣工）、事務棟（平成 2 年竣工）  
主な設備：一般犬舎、小型犬舎、猫舎、ふれあい広場（33 m<sup>2</sup>）

#### (2) 城南島出張所

所在地：大田区城南島 3-2-1 JR大森駅から路線バス 30~40 分  
敷地面積：4,000 m<sup>2</sup> 建物延床面積：1,765 m<sup>2</sup>  
業務棟（昭和 58 年竣工）、事務棟（昭和 58 年竣工）  
主な設備：負傷犬舎、手術室、解剖室、検査室、致死処分機、焼却炉

#### (3) 多摩支所

所在地：日野市石田 1-192-33 多摩都市モノレール万願寺駅から徒歩 20 分  
敷地面積：2,810 m<sup>2</sup> 建物延床面積：865 m<sup>2</sup>  
業務棟（昭和 59 年竣工）、事務棟（昭和 59 年竣工）  
主な設備：一般犬舎、小型犬舎、猫舎、医務室、相談室、ふれあい広場（240 m<sup>2</sup>）

### 第三章 近年の状況と施策推進上の課題

#### (動物愛護・適正飼養について)

- 内閣府が平成 22 年に実施した「動物愛護に関する世論調査」によれば、家庭で犬や猫などのペットを飼育している人の割合は全体の約 3 分の 1 の 34.3%にのぼる。
- 一方で、飼い主のマナー欠如等による近隣住民からの苦情や咬傷事故も多数発生し、多頭飼育が管理不能になる事例や、動物の遺棄・虐待の事件も発生している。
- 動物を飼っている人、好きな人も、動物を飼っていない人や苦手な人も共に同じ地域で暮らしており、人と動物の共生を実現するためには、命ある動物への愛護精神の涵養を進めるとともに、適正飼養の意識を普及していくことが必要である。

#### (動物の引取数・殺処分数について)

- 多くの飼い主の終生飼養が進み、また、飼い主のいない猫対策が進んだことなどにより、センターの引取数、致死処分数は大幅に減少しているが、苦痛を取り除くためなどの必要な場合を除いた殺処分をゼロとするには、保護・収容した動物を譲渡に適した健康状態で飼養し、新たな飼い主に結びつける取組を一層強化していく必要がある。
- また、現在、センターが動物を引き取る理由では、飼い主の高齢化や病気が大きな割合を占めており、こうした社会状況の変化に対応した飼育の継続や新たな飼い主探しのための支援を進めていくことも必要である。

#### (動物取扱業者について)

- 都内の第一種動物取扱業者（以下「事業者」という。）数は年々増加し、平成 28 年 6 月には 10 年前の約 2 倍となる 4,500 軒以上となっている。
- 事業者に対する監視指導は、こうした監視対象の増加と動物愛護管理法の改正による規制の強化に伴い、これまで以上に効率的な実施体制の整備が必要である。また、不適切な飼養・保管を行う事業者に対しては、迅速に対応し、重点的、継続的な監視指導を行える体制が必要である。

#### (危機管理について)

- 平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震の経験から、災害発生時における動物との同行避難を含む動物救護体制の重要性が改めて指摘されている。
- 都内での災害発生時には、センターが関係機関と連携して迅速に対応するとともに、避難所を設置する区市町村の取組への支援を強化することが求められている。
- また、平成 25 年に台湾で狂犬病に罹患したイタチアナグマと犬が確認され、今後、ポータレス化の進展とともに、国内への侵入も懸念されることから、動物由来感染症対策は引き続き重要である。

- 平成 28 年には、野犬が都内の空港敷地内に侵入し、空港管理者からの要請に基づきセンターが捕獲した事例も発生するなど、都民の安全を脅かすおそれのある様々な事象への備えが必要である。

#### 第四章 これからの動物愛護相談センターに求められる役割等

- センターは、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、ハルスプランに掲げた理念の実現を目指し、近年の状況や施策推進上の課題を踏まえて、その機能を強化していくことが必要である。
- こうした観点から、これからのセンターに求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項を整理する。

##### 1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設 ～動物愛護精神・適正飼養の普及～

- 動物に関する専門的知識や、適正飼養に関する指導・啓発に係る実践のための手法や経験を有するセンターは、動物の特徴や習性等に関する理解の促進、動物愛護精神の涵養、適正飼養についての助言・指導とともに、専門的立場からの区市町村、関係団体への支援等の取組を進めていく。
- 普及啓発については、多くの関係者が様々なかたちで取組を進めており、関係者と連携した取組を拡大していくことや民間企業の活用等も視野に入れ、より効果的に展開していく。

##### 《重点1》 動物との共生のための普及啓発の推進

- 動物との適切な接し方を学ぶことは、動物愛護精神の涵養はもとより、動物との接触による咬傷事故や感染症の防止、また、動物虐待等の防止のためにも重要である。
- センターは、その専門性を最大限に生かしながら、都民に積極的に働きかけ、動物との共生のための正しい知識の普及を図っていく必要があり、より親しみやすい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設に転換していく。
- 施設外においても、参加しやすい行事の開催、子供の発達段階に合わせた動物教室の実施など、より効果的な普及啓発を進めていく。

##### 《重点2》 幅広い啓発のための人材育成・協働

- 子供から高齢者まで様々な方を対象として、幅広く効果的に啓発活動を進めていくためには、区市町村、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等多くの関係者と連携、協力し、お互いの得意分野を活かしながら取組を進めていくとともに、民間企業の発想力や実施能力を活用しながら施策を展開していくことが効果的である。
- そのため、センターにおいて関係者による情報共有や意見交換、ミーティング、研修等を行う設備を確保し、関係者が集い協働するための共通の場としていく。
- また、多くの関係者が共通で使用できる普及啓発用の教材の作成や地域で普及啓発等に取り組む人材の育成など、より多くの関係者と連携、協働していくための様々な基盤づくりを強化していく。



## 2 新しい飼い主への架け橋となる施設 ～適切な飼養管理・譲渡の推進～

- センターにおける動物の致死処分数は、終生飼養の啓発や飼い主のいない猫対策等による引取数の減少とともに着実に減少している。
- 一方で、動物の殺処分をゼロとするには、センターで引き取った動物の譲渡を更に拡大して行く必要があり、センター自らの体制の充実を図るとともに、動物愛護団体やボランティア等との協力関係を強化し、都民の理解と協力の輪を広げ、保護・収容した動物を新たな飼い主へ繋ぐ取組を進めていく。

### 《重点3》 新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理

- センターが保護・収容した動物を新しい飼い主に引き継ぐに当たっては、健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、飼養管理する体制を充実することが重要である。
- そのため、動物を個体ごとに管理することを基本とし、動物のストレスに配慮した種別ごとの飼養や、新たに収容された動物からの感染症を防止するための設備、治療のための設備を整備するなど、飼養環境を充実させる。
- さらに、譲渡の機会を拡大するため、飼養期間が長期化しても、その間の健康状態を保持できるよう運動設備等を確保する。

### 《重点4》 新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大

- 新しい飼い主への譲渡をこれまで以上に拡大するには、まず、譲渡という取組を多くの都民に知ってもらい、新しい飼い主を待っている動物の情報を積極的に発信して、動物と新たな飼い主との出会いの機会を増やすことが重要である。
- そのため、PR行事の開催や、各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、譲渡の取組の認知度向上を図るとともに、ホームページを通じてセンターで保護・収容した動物や譲渡活動の情報を広く発信する取組を強化する。
- また、登録譲渡団体と相互の情報を協力して発信し、合同の譲渡会を実施するなど協働での取組を強化するとともに、団体がセンターの設備を利用して譲渡活動を行えるようにするなど、施設整備を進める。

### 《重点5》 飼育困難となった場合の相談対応等の充実

- 飼い主の高齢化や病気により飼養が困難となった場合、センターでの引取りを行うよりも、信頼できる新たな飼い主を見つけ、十分に情報を伝えた上で飼養を引き継ぐことが動物にとって望ましく、そのための助言等を行うことが重要である。
- そのため、センターにおいて相談しやすい環境を整え、その機能の充実を図るとともに、関係者とも協力して新たな飼い主探しを支援する仕組みづくりを進めていく。
- また、住民に身近な区市町村がこうした相談に的確に対応できるよう、技術的・専門的な助言や支援を行っていく。

- なお、管理不能な多頭飼育の事例も散見されていることから、多数の動物をやむを得ず緊急的に収容することも想定した施設を整備する。

### 3 事業者等の指導・監督の拠点施設 ～動物取扱業者の指導・監督の徹底～

- ペットショップやペットホテルなどの事業者は年々増加しており、その事業活動は多くの都民の生活と関わることから、事業者の監視指導を担うセンターは、事業者の活動を適正なものとするための指導・監督を強化していく。

#### 《重点6》 動物取扱業者の資質向上

- 事業者は、法令等の規定を遵守し、適正な事業活動を行う責任があり、事業者自らが適正な活動を維持できるよう、その資質向上を図っていくことが重要である。
- そのため、動物愛護管理法に基づき実施する動物取扱責任者研修に加え、必要に応じて業態別の研修や個別指導を行えるよう、プログラムや設備を充実する。
- また、自主点検記録票などのツールの活用などにより、事業者の自主的な取組を支援していく。

#### 《重点7》 法令遵守徹底のための監視指導

- 事業者が法令等の施設基準や動物の管理方法等を遵守し、適正な事業活動等を行えるよう、センターにおいて、法令等に基づく事業者の指導を徹底していくことが重要である。
- 事業者数が増加していることや、問題のある事業者に対する重点的な指導等が必要であることを踏まえ、より効率的な実施に向け、事業者の評価に応じた監視やICTの活用を進めていく。
- 問題のある事業者に対する監視指導においては、集中的、継続的な対応が必要となる場合があるため、現場へのアクセスに長時間を要しない体制を確保する。
- 特定動物の飼養許可、畜舎等の衛生確保についても、都民の安全確保や生活環境の保全、各施設の適切な管理運営を図るため、関係法令に従い適切に業務を実施していく。

#### 4 動物に関する危機管理対応の基幹施設 ～災害時等における的確な危機管理～

- 東日本大震災や熊本地震の経験から、災害時の動物救護体制や同行避難の重要性が改めて指摘されており、災害時に動物救護活動の拠点となるセンターは、獣医師会等と連携した動物の救護活動、避難所の設置主体となる区市町村等への支援等の円滑な実施とともに、被災動物等の一時収容体制、各施設間のバックアップ機能の確保を行っていく。
- また、狂犬病をはじめとする動物由来感染症による危害発生の防止のため、海外を含めて発生状況を注意深く監視し、発生時には動物の捕獲等の措置を迅速に実施する体制を確保するなど、都民の安全を守る危機管理対応を行っていく。

##### 《重点8》 災害発生時における動物救護活動

- 災害発生時には、都民への危害防止や動物愛護の観点から、放し飼い状態となった動物や負傷動物を迅速に保護するとともに、避難所等で適切に飼養管理することが重要である。
- そのため、センターは、災害発生時に動物救援本部の設置、関係機関との連絡体制の確保、被災動物の救護活動及び避難所を設置する区市町村の支援などに速やかに取りかけられるよう、定期的な防災訓練などにより、平常時から万全な体制を整備する。
- 被災動物の一時収容については、センター各所において対応可能な範囲を想定し、スペースの確保やケージなどの必要な物品の備蓄等を進めるとともに、対応能力を超えた場合の次善策についてあらかじめ検討する。

##### 《重点9》 動物由来感染症等による危害の防止

- 動物由来感染症など動物に起因する危害の発生を防止することは、都民の安全を守る上で重要である。
- そのため、センターでは、平常時から動物由来感染症に関する調査研究や情報収集を行い、発生時における的確な対応に繋げるとともに、迅速な感染動物等の捕獲、関係機関への連絡、地域住民の安全確保が行えるよう、訓練等の実施も含めた準備を行っていく。
- また、狂犬病の発生時や特定動物の逸走時には、都民の安全確保の観点から特に迅速な対応が求められることから、現地に迅速に赴き、捕獲・収容等の措置を実施できる体制を引き続き確保する。

## 第五章 今後の動物愛護相談センターの整備の方向性

### 1 動物愛護相談センターの機能の充実強化

- センターが今後求められる役割を果たしていくためには、機能の充実強化を進めていく必要がある。
- そのため、飼養環境の充実や関係者等との連携・協働を促進するとともに、都民に開かれ親しまれる施設としての設備の充実等を図っていく。

### 2 施設の整備方針

- 三施設の中で特に老朽化が進み、狭隘な本所は、早期に整備を行うこととする。
- 本所の整備に関しては、センターに求められる役割を果たしていくための機能強化を図る上で、現地での建替えでは十分な広さを確保できないと考えられることなどから、移転改築を行うことが必要と考えられる。
- 移転に当たっては、都民等の利便性や動物福祉を考慮した飼養管理、効率的な監視指導を行うための地理的条件や地域特性、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行うことが必要である。
- 具体的な機能・設備等については、今後、検討を進め本所整備基本計画の中で示していく。
- また、他の二施設についても老朽化等の状況や、飼育等に関する相談・苦情件数、動物の引取・収容数、事業者数、監視指導件数等の諸状況を考慮の上、今後あり方を検討していくことが必要である。